

## 世界の教育事情「高等教育機関の評価」～フランス

大場 淳

フランスには大学やグランド・ゼコルなどの多様な高等教育機関があるが、本稿で取り上げるのは大学である。大学（全て国立）は法人格を有する自律した存在であるが、大学が提供する教育は公役務と位置付けられ、学位取得に至る教育の質を国が保証する制度がとられている。大学評価には、教育内容の質の維持だけでなく公役務の要請である進学機会均等の実現、経済社会が必要とする人材の養成や科学技術の発達、国際的な威信高揚への貢献、財政上の説明責任の担保といった様々な機能が与えられている。

その結果、複数の評価機関が存在し、大学は事前・事後に、さまざまな側面から評価を受けなければならない。以下、学士・修士課程教育の評価を中心に、事前のプログラム評価である学位授与権認証アビリタシオンと事後の機関評価である大学評価委員会(CNE)による評価を中心に記することとしたい。

### 学位授与権認証(アビリタシオン)

学位につながる教育プログラムを実施するには、大学は事前に国民教育省の学位授与権認証を受けなければならない。認証を受けるには、各大学の特性を踏まえて教育プログラムの専攻領域を定めて、その目的、構成と内容、必要単位数(ECTS)、教授法、支援者を含む教育体制、施設・設備、評価手順、就職可能な職業（上級課程への進級を含む）、他のプログラムへの変更可能性等を詳細に記述して、国民教育省に申請しなければならない。申請は同省附設の科学技術教育調査室(MSTP)の審査に付され、各方面の専門家によって、研究活動と教育活動の一貫性、教育提供における他大学との補完性、多様な学生に向けた教育改善と職業専門化、学生支援方策の適切性等の観点から評価される。

この手続は日本の大学設置認可審査（学部・学科等の設置）に相当するが、学位授与権認証アビリタシオンは定期的（原則4年に1度）に更新審査を受けなければならないこと、教員組織編成とは切り離されていること、教授法や評価法まで比較的詳細に審査されることなどの違いがある。

学位授与権認証は学位の質を保証し、全大学で平等に教育を提供することを可能にするための手段とされる。しかしながら、実際の教育活動は現場の裁量に大きく委ねられており、また認証を受けたプログラムが申請通りに実践されないこともしばしばである。このため、2002年に欧州高等教育圏に対応して導入された学士・修士・博士に基づく新しい教育課程であるエルエムデエルエムデLMDでは、国民教育省内に評価委員会を設けて、各大学での教育実践状況を確認するとともに、優れた取組例の普及を図ることとした。

なお、学位授与権認証は、専ら教育の質の維持を目的とするアクレディタシオン適格認定とは区別される（例えば博士教育を行う連携組織である博士学院は国による適格認定の対象である）。すなわち、学位授与権認証は質の維持に留まらず、国家にとって必要とされる教育活動が適切に提供されるよう、国が一定の方針を定めて、大学に教育プログラム提供を求めるものである。2006年の認証公募に際しては、教育提供の地理的適正配分、連携（国際的連携を含む）に基づく教育提供、教育の職業専門化等が強調されている。大学は、国の方針に配慮しつつ、自らの創意工夫でプログラムを構想し、国の認証を求めなければならない。その審査過程では国と大学間の対話が重視され、両者の協働によって公役務である大学教育が適切に提供されることが期待されている。

## 大学評価委員会(CNE)による評価

フランスでは伝統的に大学の自治は評価と一体として捉えられ、欧州において最も早い1984年に大学評価のための専門組織として大学評価委員会(CNE)が設置された。CNEは各省庁には属さない独立行政委員会であり、委員(25人)は、外国人を含む高等教育・研究関係者又はその他の有識者等から政令で任命される。また、常設の事務局が置かれ、評価の専門家を含む約30人の職員が配置されている。

CNEは主として大学等の機関評価を行うが、高等教育のさまざまな側面について領域別評価も行う。CNEの評価結果は公表されるとともに、大統領や国民教育大臣に提出され、更に、機関評価の場合は対象となった機関に通知される。機関評価の対象は教育研究活動のみならず管理運営に及ぶが、教員個人や教育プログラムの内容などは対象とはされない。評価は義務的ではないものの、CNEは1986年から2000年にかけて全大学の評価を終え、その間の1994年からは同時並行的に二巡目の評価に入った。

機関評価の手順は、CNEの評価手引書に基づいて各大学が自己評価を行い、それを踏まえて評価委員が現地調査などを行う。そして、勧告を含む報告書案を作成し、大学との協議を経て報告書が確定される。手順では自己評価が最も重視される。報告書の構成や勧告の形式は一様ではないが、例えば、執行部の強化、教育の定期的評価の実施、職業教育の充実、分散したキャンパスの統合、地方公共団体との連携拡大などがこれまでの報告書の勧告に見られる。

これらの評価活動の効果については見解が分かっている。一方で、各大学に対する勧告の多くは実行され、大学改革に対する影響も大きいと言われるが、CNEの勧告には拘束力がなく、また、評価結果は予算配分と連動しておらず、効果は大学に自己改革を促すに止ったことも事

実である。実際、評価の受け止め方は大学間で大きく異なり、その取組の違いは大学の発展に少なからぬ影響を及ぼしている。

今日、CNEは、高等教育における欧州統合が進められる中で、学生の流動性拡大に不可欠とされる質保証に関して中心的機能を担うようになってきている。CNEは欧州規模の質保証を検討するENQAの創設機関の一員であり、また、その評価は、フランスの学位の国際的通用性を担保するのに欠かせないものとなり、今後大きく変質することが見込まれる。

## 今後の高等教育機関評価

フランスでは、上記以外にも、国民教育研究行政監査総局(IGAENR)が行政面において、会計監査院が会計面において、研究評価委員会が研究活動について、大学審議会(CNU)が個々の教員について、それぞれ評価を行っている。2006年の研究計画法によってCNE、MSTP、研究評価委員会の機能を統合した研究・高等教育評価機関(AERES)が設置され、評価の一貫性とその充実が図られることとなった。また、2006年から施行された予算組織法で、目標管理による評価制度が採用された。大学の管理運営だけでなく教育研究に関しても詳細な指標が設けられ、それに基づく業績評価が行われるとともに評価結果が予算配分に反映されることとなった。

今後、大学はこれまで以上に評価の対象となるが、評価制度の本格的運用はこれからである。試行錯誤を繰り返しつつ、より精緻なものとなることが期待される。

※ 本稿掲載時は縦書きであり、その際、算用数字は漢数字に変換されている。